

参议院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録 第六号

昭和四十年四月二十七日(火曜日) 午後一時二十五分開会

委員の異動 四月二十七日

補欠選任 石原幹市郎君 二木 謙吾君

出席者は左のとおり。

委員長 白木義一郎君

理事 後藤 義隆君 新谷寅三郎君 松本 賢一君 中村 正雄君

委員 小柳 牧衛君 齋藤 昇君 長谷川 仁君 二木 謙吾君 小酒井義男君 横川 正市君

衆議院議員 鈴木 善幸君 山中日露史君 山下 榮二君

國務大臣 自治 大臣 吉武 恵市君

政府委員 自治省選挙局長 長野 士郎君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件 ○理事の補欠互選の件 ○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(白木義一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

初めに理事の補欠互選についておはかりいたします。委員の異動に伴いまして、現在当委員会に理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠互選を行ないます。

互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(白木義一郎君) 御異議ないと認めます。それでは理事に新谷寅三郎君を指名いたします。

○委員長(白木義一郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、前回までに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○横川正市君 私は三党共同提案にかかわるものですから、この提案された内容については別に異議を持っておりませんので、ただ関連事項として自治省のほうに質問をいたしておきたいと思う。それはたとえ連呼の時間が延ばされた、前後において延ばされたというようなことによつてきた原因というものの中には、まあ言ってみますと、たとえば連呼の時間が早いと非常に迷惑をさせるとか、あるいはまあ良識的には病院だとか、そういうところには遠慮をしないとか、選挙をやる側が常にいろいろ遠慮しがちなひとつの気

持ち、それにまあ公共に対してある程度のやる側が遠慮するというよりか、それをおもんばかって時間などというものはきめられてきた経緯というものはあるわけですが、しかし、実際上連呼行為がそれじゃだれも全部やっておらないかというところ、おそらくこれを完全に守って選挙をやっている人というのは、まあ残念ながら一人もいないわけですね。そういうふうな選挙法の中に取りきめても守れないが、法律だけたとえば禁止や制限や制約をしている、そういうものの取りきめがずつとこの選挙法の中には非常に多いような気がするわけですね。たとえば、最近のこれは最高裁の判決だったと思いますが、あるいは下級裁判かどっちかわかりませんが、戸別訪問の規定が、戸別訪問をするのにあせ道で話したものが戸別訪問なのか、それから庭先で話したのが戸別訪問なのか、この判断というのが出されておりました。私は、普通いまの選挙法でいきますと、たとえば路傍で会つてよろしく頼むというものは、これは戸別訪問にはならない。だから選挙違反ではない、それをあせ道なんかでやられたものについてはその範疇だと、ところが同一宅地の中で、所有地の中で働いている人に話しかけた者はそれは戸別訪問、いわゆる戸をあけてごめんくださいと言っ入っていったと同じことだというふうな判決が出て、そしてこれはたしか違反だということになったはずなんです。これも通常、常識からいいますと、一体、その判決が正しいのか、正しくないのか、私は、議会の立場では、明確にしておかないと、何でもかんでも、法律をつくつたほうの意思とは全然反して、取り締まり当局は、これを拡大して解釈するというような余地を、実は選挙法には残しておかないほうが、選挙をやる側にとつて都合がいいというだけではない、私は、そういう拡大解釈で取り締まられる、Aのところでは違反にならない

が、Bのところでは違反になる、重点をかけられたところでは、非常にたくさん違反が出るが、そうでないところは、違反が出ないというふうな、各段階でいろいろ取り扱いにまちまちな状況というものをとっておかないほうがいいのではないかと、そういうふうには私は考えるわけですね。それから、もう一つは、たとえば経歴なんかを書いたものを配っておる。文書配布だということで、文書配布の限界というのを聞きますと、三枚くらい配ったのなら、これは違反にならない。十五枚配ったら、違反なる。それじゃ、十三枚はどうか。これは嚴重注意だというふうなことで、やり方について非常に問題があるようですね。取り締まり当局の意見を聞いてみても、それならば、私は、経歴書などというふうなものには、これは表にピラを張っているようなものなんだから、それくらい配るものは配ってもいいんじゃないか。たとえば、鈴木善幸さんはどこ出身、どういふ経歴であるというふうなやつを、これを選挙民が持つておつたつて、別に私は、立候補している五人の者が、五人とも持つていなければならない、別にたいした問題じゃないじゃないか。あるいは、そのことがだめだというのなら、経歴書の配布については、公営の段階で完全に行き渡るような配布のしかたというものがあつていいんじゃないか。すなわち、やる側と取り締まりの段階で、あるいは、一万円くらいの罰金刑で、そうして、公民権停止三年なんというのをつけられる。あるいは、同じことをやっておるのに、一向にそういうことを取り締まりの対象にならないというふうな余地を残さないことの方が、私は、選挙をやることについては親切なんではないかというふうな思つておるわけですね。この点について、大体、自治当局ではどういふお考えかをひとつ明らかにしてもらいたいと思つています。これが一点。

それから、第二は、参議院のほうは全国区の場合がある。参議院の全国区の場合に、私は、当然、ピラというのは、張らしてもらい側が頼み込んで、張ってほしいというこの了承を得て、ピラを張るのでありますから、別に、これは、そういう段階では不都合はないのです。ところが、下部段階にいきますと、警察官が、ピラを張ってありますと、このピラはだれが張りきたんだ、こういう質問をするそうです。そうすると、何か選挙違反でも行なっている、あるいは悪いことでもしている、もつとひどいのは、この人を特別に支持していることが、相手側に明らかに判断をされる、そのことが都合がいいとか、悪いとかという個人のものも考え方で、ピラ張りについて、張らしてもいいんだけれども、張らさないほうがいいということ、公正を欠く場合が出てきているわけです。

それから、もう一つ、地方の段階で、よくこういう例があるわけです。たとえば、支持している者、いない者等のピラは、これは張ってもいいとか、張っては悪いとかという指令が出るのです。どこから出るかというと、銀行関係から出るのですね。信用組合とか相互銀行だとか、あるいは地方の銀行の支店とか、こういうところから出るのです。一番多いのは、商店なんです。すなわち、金の融資を受けている側が、ピラを張っていか悪いとかという判断を、みずから支持する、しないの問題にかかわらず、そういう第三者が、今度、この町で出ている何々の候補者の推薦団体に商工会がなったから、反対の者についてのピラは、絶対張ってはならぬ、こういう指令が出ますと、表通りの商店というのは、全部、いわゆる商工会とか銀行筋とか信用組合が支持している候補者のピラだけしか張らせないで、反対者のピラというのは張られないわけです。私は、そういうような人情の機微というものにまで触れて、いろいろこの取り締まりあるいは選挙法規をつくるというのはむずかしいかわかりませんが、

ということが、日常茶飯事で下部段階では行なわれているわけですから、それならば、それに対処するように、たとえば、参議院全国区の場合には、電電公社の電柱だとか、あるいは電灯会社の電柱等は、当然、張ってもいい、こういうことで、無差別に、だれもが、他のだれにも気がねをしないで張れるような方法というものは、講じてもいいのではないかと。そういうような親切心があって、初め、不当な警察の介入とか、不当な支持者の排除とかというようなこと、これを受けないで、公正ないわゆる選挙活動というものができているのではないかと。私に思うわけでありまして、その点についての配慮という点で、どういってお考えを持っていますか、二点についてお伺いをいたしておきたいと思つておきます。

○政府委員(長野士郎君) 選挙法の条文の運動に関する規制等の表現と、実際の取り扱いとに、当初の立案者の考えていることと違つた場面があるという点であります。そういう点があることは、非常に不都合を来たすので、疑問の余地がないようにしておくべきだというお話でございまして、私も事務当局といたしまして、その点については、全く同感でございまして、むしろ、ほんとうに疑問の余地のない形がとられるのが一番いいと思つておられます。ただ、先ほどお話のありました連呼の問題等につきまして、いままでも御承知のように、街頭演説におきまして、この連呼は、六時から九時までというところで認められているわけですが、これは街頭演説を行ないますにあたりまして、その場所にとどまらず、演説をするかたわら、あるいは同時に、その候補者の名前を重複して繰り返したり、あるいは、その政策内容を、非常に簡単なことばで繰り返して訴えるというふうなことは、当然に伴うものとして認められておられるか、考えられたのだと思つておられます。しかし、選挙運動用の自動車が行進してある間に、移動中に連呼する、これは、演説というよりも、むしろ、いわゆる流して歩くような形で、ございまして、その移動中に連呼するというものが、

街頭演説の場合と違ひまして、いろんな居住地でありますとか、市街地の中を通つていくということについて、世間の批評と申しますか、いろんな批判が、一時、あつたように思つておられます。そこで、そういう街頭演説でないほうの、連呼車間といつては悪うございしますが、連呼だけやのような形のものについての時間制限というものがあつたわけがございまして、で、その連呼と街頭演説の時間とが食い違つているために、違反が起きるといふことを御指摘になつたのであらうと思つておられます。確かに、そういう意味では、時間が、街頭演説の場合と連呼の場合とが統一されること、間違ひが少なくていいということであらうかと思つておられます。それも一つの解決の方法だと思つておられます。現在のところ、そこまできなかつたというわけでありまして、

戸別訪問につきましては、個々面接か、戸別訪問か、これは昔から非常にむずかしい問題でございまして、ただ、御指摘のありました最高裁判所の判決は、ちよつと聞きまして、北海道で行なわれたもののようにございまして、宅地に続いておられる田畑、そこらのは見分け方が非常にむずかしいものでございまして、一つの宅地の中で、宅地に対しては田畑を歩いて訪問する、要するに庭先と同じになつておるといふ解釈を裁判所としてはとつたようであります。また戸別訪問も一回目のところとつちかま、ちまうということもあり得るといふ解釈が従来行なわれておりました。それは本人が連続して行なつたという計画のもとにまず一回目を行つたならば、これはやはり戸別訪問になる、こういう考え方もあるようにございまして、しかしながら、それと個々面接とがどれだけ違ふかという問題で、しかし、境目はすこぶるむずかしい問題で、しかし、現在は戸別訪問と個々面接につきましては、非常に問題はむずかしいやうに思つておられます。一応判例なり解釈が積み重なつておられます、ある程度のところまでいっている。しかし、まあこれは具体的に運動をされる側からいいますと、非常にむずかしい場合ももちろんあると思つておられますが、私どもこれが簡単になることを非常に望んでおられるわけがございまして、

それから文書の配布につきましては、いまの選挙法は文書の配布というものを非常に厳重に取り締まると思つておられますが、禁止をしております。したがつて、十枚ならいけれども十五枚ならいかなというところでなく、本来なら一枚でもいかなというふうな、これがまあ現実の法の例示しておるところだと思つておられます。しかし、まあそこを現実との関係で取り締まり当局が一つの実態に合わせた扱いをしておるのではないかと思つておられます。で、もちろん経歴等につきまして、もつと自由にしたらいじやないかという御意見もございまして、述べられ、しるされるわけがございまして、これは過去の国の選挙等におきましては、もちろん選挙の投票日の前、二日目ぐらい前までには少なくとも配布されるということで、候補者の経歴は有権者のほとんど全部が何い知るようにできておるわけがございまして、経歴だけを自由にすべきだといふことの実質は、これはほとんど実現はされておるといふので、これはではないかと思つておられます。いまの文書図画に関する制限はそういう面非常にきびしすぎるという意見はたくさんございまして、確かにそのとおりでございまして、いまの現行法はそういうふうになつておるわけがございまして、

それから全国区のポスターの問題でございまして、たとえば、電柱なら電柱に無差別に認めるようにしたらどうかという御意見であります。これは現行法では電力会社の電柱でございまして、これは法律なり何なりでそういう制度をつくる、たとえば衆議院や参議院の地方区の場合に、公営揭示場というものが当然にポスターを掲示する場所になるわけがございまして、同じように、全国区の場合にはあらゆる電柱というものを一つの公営揭示の個所と考へるといふようなことでも考え方としてできますれば、そういうことも可能だと思つておられますが、しか

し、電力会社の電柱は電力会社自身の所有なり管理に属するものでございませうけれども、現状においては電柱広告という一つの業態がそれぞれ地区の電柱について存在しておるようなわけでございまして、そこで、そういう営業の一つの立場といひますか、地位が認められておるものがあるわけでございますが、それとの調整その他いろいろ問題がありまして、またあとでポスターの撤去というところにつきまして十分に行なわれぬ、最近には付着するのりとか、その他の非常に強力なものができておりますので、はがれませぬことは非常にいいのでございしますが、選挙が終りましたあとで、なかなかそれがとれない、非常に美観を害する、また、そういう他の広告主の利益をおかすというふうないろいろな問題が、電力会社が選挙のたびごとに、だんだんとポスターを張ることに消極的な態度で臨んでおられるというふうなことがございまして、今後にお検討をいたさなければならぬと思ひますが、いままでも電力会社の電柱が、当然にその管理者とか所有者の承諾がなくても、張り得る場所として考えてよろしいのだという一ことには、なかなか特っていきにくいのではないかと、これは関係者の了解を得まして、そうしてそういう管理者や所有者の了解があれば掲示できるということで、個々に進めていくということが実際に行なわれている。ただ電力会社はほとんど申し合ひをいたしまして、ポスターの掲示をことわるといふような消極的な態度でいるように聞いておられますが、直ちにそれを直していくという事は、いまのあれだとなかなか困難で、なお解決をする問題があるのじやないかといふふうにお考えをしております。

○横川正市君 私には長野さんのいま言った中で、根本問題でやはり少し現実にはやっているといる者の立場というものを理解する点が違っていると思うのですよ。非常に選挙というのを萎縮して、何か選挙

をやることそれ自体に危険を感じたりなんかをするというふうな、そういう気持ちがありますよ。ね、一般の国民に、選挙というのは楽しいものとか愉快なものだというふうな感じというものはないでしよう。選挙というものは、言ってみればきわめて重要なことだけれども、それをやるということに、なるべくなら関係なくしてそっぽを向いておきたいという、無関心の状態の中で選挙というものは行なわれて、事実上自治省が一生懸命全員の投票運動やってみても、相当なポスがいて圧力をかけない限り、選挙に行かないで、六割とか、六割五分とか七割とかというところにおかれているわけですね、実際上の投票率というものは、そうでなしに、みんなが楽しく行かれるようなものなら、私はあなたのほうが特段に笛や太鼓をたたかなくても、選挙にみんな行ってくれると思うのですよ。その選挙をやる立場に立って、もつと締まりとか何とかというものを緩和して、そうして実際上はみんな喜んで選挙に行けるような、そういうものをやってみていかなければ、私はいけないのじやないかというのが、根本的なものと考え方なのであつて、そこでたとえば、電柱に張るという事は、これは街頭の美観を損なうからという、いわゆる選挙をやる側の遠慮が、積極的にやってみてあつて片づけるという方向にいかないと、一歩後退をして、今度は壁なんかを了承を得て張るのだ、こういうことになつたわけですね。そういうふうな選挙法になると、今度は取り締まり当局はどういうふうになつてきたかという、だれに頼まれて、どういう関係でビラを張つたかといふふうな干渉の余地が残つてくるから、今度張つた側は、そんな危険なことなら張らないといつて逃げようとするところになるわけですね。それからいま言ったように、商工会や銀行筋から言われると、金を借りている弱みもあつて、張つてやらないといふふうな変な形の干渉が出て来て、選挙そのものの不明朗な形が出てきておられると思う。もう一歩積極的にやれば、たとえば美観を損なうというの

だつたら、いまベニヤでできておられるわけですね。あれをあなたのほうが要する金の面をたいへんだというなら、私はあれを張るのに何も制限なしにどこでも張れるような。そういう方向にこれをやらせていけば、私はやはり積極的な意味で問題の解決になっていくと思ふのです。

それからも一つ、文書配付は嚴重だ、嚴重だといふけれども、いまテレビとかラジオとか、あるいは機関紙とか、いろいろな格好であるわけですね、けれども、積極的な意味なら、たとえば、全国の候補者に十枚街頭に張るビラを許すなら、同じ十枚とか十五枚は個別に配つてもいいようなものを許して、そうして十枚十枚あるいは経歴書十五枚というふうなものは、これは配つていいのだといふふうには、私は、いいのじやないか、いわゆる積極的な意味でものを解決するようないかというふうには、私は考えられていいのではないかと、いままでのいろいろな面を勘案して、考え方をお聞きしてみたいと思ふのです。

○政府委員(長野士郎君) 確かにお話しのように、根本的にはいまの選挙法は非常に制限がきびし過ぎまして、そうして同時に、第三者といひますか、一般の有権者が選挙に参加するといふ、参加できるといふ方法をほとんど禁止して、ほとんど選挙に手を触れさせないという形で、そしてまた同時に、運動をするほうにつきましても、いま申し上げますような、文書でありましても、あるいは運動方法につきましても、非常にきびしい制限をしていられる。したがうして、一般の有権者といふものは、選挙は国民のものであるといふことで、まあ口ではやかましく言われましても、選挙運動に際してはほとんど協力のしかたがない、傍観者であるような形、常に受け身で選挙を見ておる。そして極端に言うと、投票日になると、やれ投票に行けという態勢をとらされておる。極端ではございしますが、やはり全体の考え方がそういうふうな仕組まれているように思ひます。したがうして、選挙運動なり何なりというものを、私どももまあ個人的な考えではありますけれども、もつと開放し

て、のびのびとしたものに仕組んでいかなければ、ほんとうに国民が、主権者たる国民が選ぶという態勢ではないのではないかと、そういう気がいたすのでありまして、お説のように、そういう意味で取り締まりがきびしゅうございしますから、萎縮し、めんどうなことには手を触れたくないという気分が非常に行き渡つてしまつておる。片一方取り締まり当局が、しかしながら、さればといつて常識なり、あるいはそれぞれの主観によりまして、手心を加えるということがかりに非常に多くなつてまいりますと、これもやはり一つの問題でありましようし、やはり取り締まり当局としては戸別訪問であるとか、連呼であるとか、文書の配付が、そういう状態であると言へば、取り締まりをさるを得ない、ただし、これは選挙運動の取り締まりについての一つの特徴と申しますか、関係者が非常に多く、また時期が非常に限られておる。そして捜査当局の力の向け方というものも、重点的にあるいは地域的のものも考えていかなければならない。あるいは違反事実があつた、早く上がったところから手をつけるというふうなことが、どうしてもやはり出てくるようでありま。したがうして、そこに全体として見ると、取り締まりがときにいき過ぎたやうな印象を受けたり、ときに非常に見過ごされたやうな印象を受ける場合があるのではないかと、いふふうにも思ひますが、しかし、全般としては取り締まり当局が違反事実を見逃がすといふわけにも、これはまいるのであります。そういういたしますと、全体のたてまえは、いまの選挙法自身が非常にそういう意味で窮屈で、そうして有権者は選挙に対して非常に熱い入れようのない態勢をとつておられるところ、今後の問題があるのじやないだらうかと思ふのでございします。そこで、いまのお話のように、もつと積極的にものを考えますと、そういう考え方、私どもも実は賛成でございしますが、同時に、この選挙法といふものも、そういう意味で根本的に考え直して見る必要がある。現在第三次選挙制度審議会におきましては、政党本位の選挙というふうな観点から、この選挙制度、選挙運動な

るというふうな観点から、この選挙制度、選挙運動な

り、政治資金なり、選挙資金、罰則のほとんどの各項目について検討を始めておられますが、審議の途中でございますので、結論がどうなるかはまだ将来のことに属しますけれども、そういう議論の中におきましては、ほとんど文書・図画等の制限を撤廃し、一般の有権者が選挙に参加し得る道を十分開いていこうという考え方で、選挙制度を根本的に洗い直そうという意見が多いようでございますので、大体そういうところから進めていきたいと思います。このポスターをどうする、あるいはどこをどうする、という対症療法では、ちょっとでも対症療法をやりますと、次にまた引かかってくるということがあるので、元から直さなければいかぬのじゃないだろうかという、そういう個人的な意見でございますが、持っております。

○横川正市君 私は、いま言われているような部分は、最も根本的な改正については、ひとつ審議会の結論待ちで議論してもいいと思っております。これは衆議院の三人の先生方にも要望しておきたいんですが、たとえば、連呼時間がこれだけ長くなったというので、こういう現象が起つてきますね。候補者が連呼をしております、向こうからおまわりさんらし者がくる、びゅんびゅんという連呼をやめる、あそこは交番だからやめようという心配がなくなくなるわけですね。逆に言えば、もっと正々と、形式的なことでもあまり心配をしない選挙ができるという、そういうことが選挙をやる側にとつてみて、これは十分考えておくべきだと思いますよ。向こうからおまわりさんがきたからこちへ曲れなれという、全くおかしい選挙を選挙法によってきめられてやっていると、私は、私がおかしいと思っております、いままで何回か選挙法を改正しておきながら、私は、この法案が参議院で前国会、審議されたときにその点は強く主張して、少なくとも参議院では、連呼時間というものは、その意味ではあなたのほうで修正するよりも先に、手回しよく修正しておいたわけですが、そういう点でぜひひとつ、こちらも公職選挙法の特別委員会がありますし、衆議院の先生方の代表で論議

されるわけですから、その点は十分ひとつ検討していただくようにお願いをいたしたいと思つて、それから自治省も、根本問題もさることながら、できることからひとつ手がけていくということ、ぜひひとつこういうふうな末梢的なものは早く解決していただくべきじゃないかと思つて、その点も強く要望いたしておきたいと思つて、以上で私は終わります。

○松本賢一君 いまの横川さんの質問に関連したようなことで、ちょっと補足的な質問をしてみたいと思つて、いま連呼の質問がありました。一体選挙の連呼は、こういうふうなまままで制限があつて、全然できなかった時代もあつたわけですが、一般の選挙以外に、町を自動車でいろいろ大きな声を出して流して歩く、そのほの制限はどういうことになつておるんですか。御存じありませんか。

○政府委員(長野士郎君) 地方には、騒音という誤弊がございますが、騒音防止という観点から、とことんよつてその規制方法が多少違つておるわけで、ある一定の音響以上の騒音については規制をするという、いわゆる騒音の観点からの規制が行なわれておるわけでありまして、とことんよつたようなことが、これは警察の方でなるとかといったようなことが、おわたりでしたら大体教えてもらいたいと思つておるわけですが、お答えしたいと思つておるわけではございません。

○松本賢一君 これ、たとえば一般のそういう連呼時間が相当ゆるやかな制限しか持たれていないと仮定すれば、選挙がそれよりもきびしい制限を受けるということは、どうしても私は納得いかないことなんです。選挙というものは国民にとって非常に重要なことで、できるだけのいろいろな方法で国民に徹底させなきゃならぬものと思つてもかかわらず、ある時代には全然連呼をやらせなかつた時代もあるのです。一方でプロレスの

○松本賢一君 これ、たとえば一般のそういう連呼時間が相当ゆるやかな制限しか持たれていないと仮定すれば、選挙がそれよりもきびしい制限を受けるということは、どうしても私は納得いかないことなんです。選挙というものは国民にとって非常に重要なことで、できるだけのいろいろな方法で国民に徹底させなきゃならぬものと思つてもかかわらず、ある時代には全然連呼をやらせなかつた時代もあるのです。一方でプロレスの

○政府委員(長野士郎君) 連呼につきましては、お話のように、たとえばイギリスなんかでは連呼イギリスではほとんど連呼をやつておられません。連呼をすれば必ず評判が悪くなつてだめだといふ文律といふんです。そういう社会的な見方があるようにあります。それからわが国の場合には、いまのたてまえがあらゆることを規制してかかろうという、極端に言いますと、選挙運動をすすめる法律であるよりも、規制する法律でございます。あらゆるものを規制してかかると、連呼の問題も対処されておることでございます。しかし、また一面、選挙の場合の連呼といふものが、お話のようにプロレス的であることを国民は嘆いておるのであつて、むしろ、そうでない、高い品位を持つてほしいという気持ちもあつて、同じような騒音になることをなるべく戒めるべきだといふ気持ちも、一面、連呼に対する、選挙についての連呼について特に批判がいままで強かつたのは、ややそういう点がやはり国民の間にあるのではないかと、そこで、ほかの騒音と同じような扱いというより、もっと選挙運動として

○松本賢一君 これはまあ局長さんもわれわれと大体同じような気持ちを持っていられると思つて、よくこの問題を、ほかの問題もそういうことが言われる場合もあるかもしれないませんが、特にこの連呼の問題のときによく言われることは、連呼を無制限に許すと、新しい候補者が非常に名前を売るのにチャンスが多くなつて、古い候補者のほうが何となく損をする、だから、現在の国会議員が、法律をつくるときには、必ず現在の国会議員のほうに有利になるような法律をつくりたいから、そういう制限をするのだというように、これを、新聞等にも、投書なんかにはちよちよ見られることだし、世間でもそういううわさをよく耳にするので、私はまだ議員になつて法律案をつくらなかつた経験が非常に少ないので、古い先生方にひとつお伺いしてみたいと思つておるわけで、そういううわさ、選挙法をつくる場合に、そういううわさ、世間でうわさされているようなことは、実際には私はないと信じておるわけですが、そういうことはないのでございませうね。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 選挙は何といつても民主政治の基礎でございますので、公正なものではなくちよちよ各党及び各候補者につきまして、みんなが納得できるような共通の土表でなくちよちよいかぬというのが、選挙法改正にあつたときの基本的な態度でなくちよちよいかぬ、こう考へるわけで、連呼の問題等につきましても、私は先ほど来お話しているように、なるだけ制限を加えるとか、

規制を加えるとかいうようなことは、関係者の良識にまづことにして、あまり法的に規制を加えることは好ましくない。供応だとか、買収とか、そういう選挙の腐敗をもたらすようなことは厳重に規制すべきだと思いますけれども、その他の言論とか、文書活動とか、いろいろな運動は、大らかにやっただけがいいのじゃないか、こういう考えを持っておりませう。

○松本賢一君 それでよくわかりましたが、そうしてみると、万民ほとんどが、もつと選挙というものは気楽にやれるものにしたという気持を持っているにもかかわらず、いつまでも——一口に言えば、つまらない制限がたたくさん、あつちにもこつちにも選挙法にあるわけなんです。で、これをひとつ何とか近い将来に——私は日本の選挙民というものは、もう頭から罪人扱いにされている法律じゃないかと思うのです。こういう法律は、もう悪いことをするやつのために法律をつくってあるような、そういうものであつて、ひとつの、あたりまえのことをみんな制限してしまつて、いるようなことなんで、そのもとをただと、こういうことを許しておくのをしでかすかわからぬといったような、そういう、選挙民なり、選挙運動する人たちを、頭から、すぎがれば悪いことをするといったような取り扱ひがしてあるような選挙法なんで、こういう法律というものは、ほんとうに私はなるべく早く根本的に改正すべきじゃないかと思うのです。それは選挙制度審議会の結論待ちというようなこともありましようけれども、役所は役所なりに、むしろ国会は国会なりに考えていくべきことじゃないかと思ひます。

○委員長退席、理事後藤義隆君着席
○理事(後藤義隆君) 委員長より質疑がありますので、私がかわつて委員長職務を行ないます。
○白木義一郎君 大臣が見えるまでに若干質問をしたいと思ひますが、最初に提案者の方々に先日

公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をお伺いしたわけですが、そのおもな内容について、一番に「補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿の申し出をした者について調製することとし、選挙期日の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することとした」と、こういう御説明がありました。その点について、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかる。従来の現行法よりもさらに合理化をしようという御趣旨であります。具体的にどういふ点が合理化せねばならないか、あるいはどういふ点が現行法で不合理であつたか、この点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 補充選挙人名簿の登録の申し出の制度、登録の申請の制度と、二つ現行法におきましては認められておるわけでありまして、自治省の調べによりますと、最近に至りまして、この登録の申し出の制度が非常に活用されまして、このことは当局及び選挙管理委員会等の啓発運動もだいぶ浸透してきておると思ひますし、選挙民の意識も高まつたといひます。この申し出制度によって登録が比較的順調に進められておるといふことを私どもも報告を受けておるわけでありませう。したがって、私どもは、この登録の申し出制度が十分に行なわれてまいりますならば、補充的な役割りを持ちますところの公示または告示後における申請制度というものは、この際廃止したほうがよろしい、こういううぐあいに考へておるわけでありませう。いままでの事例を見てまいりますと、選挙の公示または告示後に申請の手続がなされたものが、六大都市の例を見ましても、非常に短時間の間に申請が殺倒してあるといふことが数字的にも明らかになつておるわけでありませう。御参考までに申し上げるわけでありませうが、東京都二十三区で登録者の数が二十六万二千五百七十三、一日平均にいたしまして三万七千五百八十人、大阪市の場合におきましては、登録

者の数が十七万一千五十二人、一日平均にいたしまして二万四千四百三十六と、こういうような実態でございまして、これが四日とか五日とかとうきわめて短時間の間に、一日に四百万近いようになつてまいりますと、選挙管理委員会等におきまして、これが住居の移転等について実態の調査をする時間的、物理的な余裕を持たない。しかも選挙の公示または告示後、選挙に入つてから、そういうことをやらにいかぬのでございませう。十分正確な認定をすることができません。まことに処理せざるを得ない。そこに私どもは選挙の管理上からいたしまして、また投票の不正防止というような観点からいたしまして、どうしてもこれを合理化せにやいかぬ、かように考へておるのでございませう。さようにいたしまして、登録の申し出という制度が先ほど申しましたように活用されまして、それが自治省の報告では順調に進められておるといふことでもございませう。申請制度はこの際廃止すべきである、かように考へた次第でございませう。

○白木義一郎君 問題は、この選挙人名簿から、いろいろな都合で漏れて、選挙をしたくもできない人があつた。この問題を啓発しなければならぬ。そのために、いろいろな事務手続の問題が今回の改正案のおもな趣旨となつておる。こういう御説明があつたわけですが、しからば、この改正案の施行期日は五月一日から施行すると、このようになつておりますが、そうしますと、近く行なわれるであろう参議院の通常選挙に臨むにあつたて、そういう点がはたして十分合理化ができておるか、こういう点が非常に心配になつておるわけだ。しかも、通常選挙とは言いながら、まだ選挙の期日も決定されてない。実際に事務手続をする管理委員会等は非常に混乱を招くおそれがある。また十分な準備もできないというやうなことを各地方から耳にしているわけだ。あえてこの時点で改正しなければならぬ理由が認めがたいと思つておるのですが、その点はどうい

うふうにお考へてしようか。
○衆議院議員(鈴木善幸君) この補充選挙人名簿の登録の問題につきましては、昨年の選挙法の改正におきまして、従来の選挙の公示または告示後に行なわれます申請制度のほかに、新たに選挙の前日までに申し出をする事によつて補充選挙人名簿に登録されるということが認められたわけでありませう。本来、住居の移転等選挙人名簿の調製登録に關係のあります新しい事態が起りました場合には、遅滞なくそれを当該選挙管理委員会等に手続をしまして、そうして登録をして置くということが望ましいことであつて、選挙が始まつてからあつてそういう手続をするというやうなことは、制度的におもしろくないのではないかと。先ほど申し上げましたように、短時間の間にたくさん事務的にさばき切れないほどの申請がなされるという事では正確を期し得ない、こういうことでもございませう。私どもは登録の申し出制度というものを今後十分の上とも徹底をし、先ほども申しましたように、現在も相当選挙民の意識の高揚なりあるいは理解によつて、順調に進められておるのでありますが、今後は一そうこの申し出制度によつて正確に交付手続がなされることを私どもも期待をいたしておるわけでありませう。
なお、お尋ねのいまの時点でこの改正をすることが混乱を来さないかどうか、こういう御質問でございませうが、自治省当局の報告によりますと、申し出の制度というものが十分活用されて順調に進められておるといふことでもございませう。混乱を起すやうなことはないかと、かように考へております。

○白木義一郎君 申し出制度が順調に行なわれておるといふことは、現行法の範囲内で行なわれておるのですか。それとも現在それが順調に行なわれておると、そういう意味でしょうか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 現行法に基づいて現在順調に進められておる、こういうことでもございませう。

○白木義一郎君 選挙局長にちよつと伺ひませう。

が、現行の選挙法ではまだ一度も選挙が行なわれていないと思ふんです。そういう点で、さらに今回三党から改正案が提出されたわけですが、この内容は、常時補充選挙人名簿の受け付けができる、そういう点が従来よりも幅が広く、自由になつたわけですが、この現行法と新法とが食い違いが起きてくる心配があるわけですね。ということ、まだこの現行法が実際に選挙に適用されていない。改正以後選挙が行なわれていないにもかかわらず、また再び改正をしなければならぬ、こういうことはちょっと立法するにあつては不適当だ。数回の選挙を行なつた上で、いろいろな不合理な点が発見されたのであらためて改正をする、合理化をするというのが普通じゃないかと、このように思っているのですが、その点は、局長は御意見はどうですか。

○政府委員(長野士郎君) 補充選挙人名簿に対しまして、登録の申し出の制度が開かれたというのは、昨年の通常国会におきまして公職選挙法の一部が改正になりまして、道が開かれたわけでありまして。そうしてそれは昨年の十月一日から施行になっております。したがって、申し出の制度は、昨年の十月一日から現実に施行されているわけでありまして。そうしてその間に地方選挙あるいは参議院の補欠選挙がございまして、現実に申し出に基づきましてその選挙のたびに補充選挙人名簿が調製をされておるわけでございます。衆議院の総選挙とか、あるいは参議院の通常選挙というものは、この申し出制度が開かれてから、今度の行なわれる参議院の通常選挙が初めてでございます。それまでに地方選挙あるいは宮城県等の知事選挙のような地方選挙あるいは参議院の補欠選挙あるいは衆議院の補欠選挙等が行なわれておりました。そういうところでは十月一日以降は年齢満二十歳以上の者で住所を移したりいたした者、あるいはその市町村に住所があります者で年齢満二十歳以上に達した者等、なお、基本選挙人名簿やそのときまでにありますところの補充選挙人名簿に自分の名前が載っていない人が

は、順次申し出をいたしておるわけでありまして、そうしてその選挙がありましたらたたびごにその申し出に基づいて補充選挙人名簿がつくられております。ただ、いままでは選挙の告示がありました告示後も申請期間というものがあつたわけでありまして、申し出というものは、十月一日からいつでもできるようなりまして、選挙のたびごにまた申請期間というものが一定の期日できたといいことでございまして。それが今度の改正法によりまして、この申請期間だけはなくなります。したがって、申し出期間だけがずっと残るといふことになつておるわけでありまして。

私どもは、ことしの初めに昨年の十月一日以降に開かれました申し出について、どれだけのものが行なわれていたかというので、大都市を中心に多少調べたものがございますが、たしか三月月々間の間に、いまちょっと詳しい数字は覚えておりませんが、たしか四十二万くらい申し出が行なわれた。法律が改正になりました、昨年の秋以降、一般のPR等を各市町村でいたしました影響でもあらうと思ひますけれども、申し出制度というものが大体軌道に乗つていふことは言えるように思つております。

○白木義一郎君 局長さんのいまの御説明では、十月一日から非常に順調に申して来ている。申し出制度並びに告示後の補充選挙人名簿の申請、申し出、受け付け等が管理委員会等のPRによつて非常に順調に行なわれている、こういう御説明があつたわけでありまして。さらに合理化すると言いつながら、ここで告示後の登録を切つてしまふ、させない、こういう改正案については自治省ではこういう改正は最も選挙民に対して不親切な、改正どころではない、従来の期間をさらに短縮してしまふ。順調に業務が、業務といひますか、申請、申し出等が順調に來ていながら、あらためてこれを合理化の名目によつて、告示後の手続等を打ち切つてしまふという点がどうも、いま局長さんも非常にこの日本の選挙法は窮屈である、選挙民を傍観的な立場に置く悪法であると、まあ悪法とは

おつしやいませんでしたけれども、そういうわれわれも大賛成の御意見があつた。そのほうから言へば、どうもこの合理化という改正案の趣旨には納得ができない点があるのですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど私ちょっとお答えが十分でなかつたかも知れませんが、つけ加へさせていただきますが、私も申し上げましたのは、申し出制度が非常に順調に行なわれているというところを申し上げておるのでございまして、いまのところは補充名簿に、申請の手続と申し出の手続と両立してなつております。申し出といふものは初めて昨年の十月から開かれた制度でございまして、非常に不なれであるかというふうな思つておりましたが、案外とその申し出がわり多く行なわれておるということでございまして。申し出制度というものを、昨年の改正のときに法律案として政府提案として出さしていただきましたのもつけ加えて御説明申し上げます、いままでの選挙のときに行ないますところの短期間の申請の制度でございまして、一時にそこに申請が殺到いたしましたので、そうして十分正確な住所の確認ができないといふことが現実には多いわけでございます。したがって、申し出といふものをいつまでもできるようにいたしますことによりまして、逐次選挙のずつと前から申し出があることによつて、それを時間をもつて調査をいたしましたりいたしまして、住所の確認をすることのほうが補充選挙人名簿調製の場合、正確を期することができるといふことで、申し出の制度といふものを前に認めていただいたわけでございます。そこで、その当時は申し出制度といふものは、何ぞ初めての制度でございまして、そこでずっと申請の制度をやめて、申し出制度だけに切りかえるといふことについては自信がなかつたので両立してお願いをいたしておつたわけでございます。しかし、実際問題といたしましては、選挙の告示後の登録申請といふものは、そこに申請が殺到いたしますと、とうてい正確な名簿の調査といふものはできな

い。そこで、そういう意味から言いますと、それほど申し出制度といふものが国民の間にわかつてくるような状況であれば、私は選挙のいまは公営をしなければならぬものがないへんふえてまいりました。選挙管理委員会の当局といふものは、そういう意味で選挙法の告示後は非常に多忙でございます。そこへまた人口移動が非常に激しいところでございますので、申請が一時に殺到するといふことは、とうていさばき切れないといふことがございまして、もつと申し出制度を適用してもらいたいと考えておつたところでございまして。申し出制度が現在のように十分活用できるというのであれば、私どもはこの改正は、そういう意味で名簿の調製を正確ならしめる期間が与えられるという意味では、非常に合理化されるのではないと思つております。

○白木義一郎君 管理の立場から考えますと、いま説明があつたようなことも考えられますが、前回の改正で新しい申し出制度が認められて、非常に選挙民として、選挙に参加する機会を与えられてきた。しかも、それが順調にきているという状態でありながら、さらに一方的に事務能力の点、また管理の点から、二本立てをあえて一本立てにしなければならぬ。その点も少し選挙民の立場、また選挙民を自由に選挙に参加せしめるという選挙管理の根本精神から言つて、もう少し納得のいく御説明を願ひたいのですが。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 国民の選挙権の資格を持つておられます者に、できるだけ選挙に参加させるように便宜をはかるということにつきましては、白木さんの御意見と、私も提案者である三党も全然同感でございます。そういう趣旨の上には立ちまして、また一面選挙にあたりましては、不正な投票等が行なわれてはいけぬ、選挙の公正が確保されなければいけぬということも大事な要件である、こう考えておられます。先ほどから御意見があります、選挙はおおらかに、もつと潤滑にやつたらどうかということにつきましては、私ども全然同感でございますが、その人がはたして正

しい選挙人としての要件を備えているかどうかという問題は、これは根本の問題でございますから、この点において間違いがあるようなことは、選挙の自由とか、おおらかな選挙をやるとかという問題とは、全然違う根本的な問題だと、こう考へるわけでありませう。先ほど来御説明申し上げておられますように、選挙の告示または公示後、数日間の短時日の間に、登録申請の手續が殺到いたしますと、どうしてもこれは物理的に、時間的に住居の移動等を調査をし、正確にそれを確認することができない。こういうような全然確認もできないままに、選挙人としての登録をやってしまうというように、これは選挙の公正を期する上からも改めなければいけない、かように考へるわけでございます。白木さんの冒頭におっしゃった、あらゆる機会に正しい、有権者に投票の機会を与えるという根本趣旨には全く同感であり、その点につきましては、私も今回の改正は、決してもとめるものではない、かように確信を持っております。

○白木義一郎君 いまの御説明の中に、従前どおりの現行法のままでも、短期日のうちに非常に申請が殺到して、そうして事務的にも非常に混乱を来たす。と同時に、そこに不正が行なわれるおそれがある。選挙は明瞭に測達しなければならぬという観点からそれを取り締まるという、そういう意味からも、この改正案が適当であると、こういう御説明がありましたけれども、かつて、この補充選挙人名簿の申し出、また申請等をめぐって、どのような不正が行なわれたか、御説明願います。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 私は、不正が行なわれたというようにおっしゃるのじゃありませんで、先ほど計数的にちよつと御説明を申し上げたとおり、東京都二十三区におきましては一日平均三万七千五百人も申請がなされておる。大阪市においては一日二万四千四百人以上の申請がなされておる。これでは、選挙の現在の事務処理能力をもつていたしますならば、これは全く時

間的、物理的に不可能である。したがって、一件一件、住居の確認等調査をして正確を期するといふことは、ほとんどこれは不可能に近い。これでは適正な登録がなされておるかどうかということ、私どもどうしても……その点について合理的な改正をしなければならぬ、かように考へた次第でございます。

○白木義一郎君 大都市においては一日三万あるいは二万というようないくつかの数字で、非常に事務手續上適當な数字があると、こういうような御説明ですが、これは一か所の受付であれば、三万人という膨大な数字は、とてもさばき切れる数字ではないことはよくわかります。しかしこれは、東京都の場合も、全部にわたる数字じゃないかと思つておられます。しかも、いまお伺いしているのは、そういうような大きな数字を現在までまかなつてきて、どういふ弊害が起きたか、あるいは、不正な事件が発生したか、その具体的な事例をお伺いしているわけですから、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(鈴木善幸君) これは自治省当局を通じて、選挙等において一日にこれだけ多くの申請が殺到して、それを一つ一つチェックして、そうして事務的に正確を期してあるかどうか、それを私も調査をいたしましたのであります。が、ほとんど現在の人員をもつては、一件一件チェックし、それについて住居の移動の実態というふうなもの調査してあるひまがない。でありますので、ほとんど申請されたものを、そのまま補充選挙人名簿に登録してあるというふうな書類上での処理をしてあるという実態でございます。これでは、私どもどうしても正確にこれがなされておるといふことを確認するわけにはいかない。やはり事務処理で、申請がなされたならば、一件一件十分調査もし、確認もし、そうして、ここに不正が行なわれる余地がないというように、はつきりしてやるべきことが、選挙というものの権威、また選挙権の正しい行使からいって必要である、かように考へておるわけでございます。

○白木義一郎君 その御説明はよくわかるのですが、いま私がお伺いしたのは、現在までにどのような具体的な不正があったか。あるいは、局長さんでもけっこうです。

○政府委員(長野士郎君) 具体的に全国の都市についてごまかく調査したものは手元にはいまございませんけれども、市町村の選挙管理委員会当局からの意見なり実情なりを、個々に当たりましたものの結果について概略申し上げますと、現実問題といたしまして、先ほど御説明がございましたように、従来は申請が参りましても、ほとんどこれを調査する暇がなかった、したがって、申請が来ましたものは、ほとんどの都市におきましては、ごく疑わしいと申しますか、正確でないといふことがほとんどに明らかかなものは別といたしまして、ほとんどそのまま登録してあるという状況のようでございます。そこで、実際にそれを真実に近いものとして、もう一べん実態調査をした場合には、実態とだけだけ違ひがあるかという問題になるわけでございますが、個々の都市につきましては、やはり多いところでは、一割程度の、そういう事実と反するようなものもあるようでございますが、現に大阪におきましては、三十七年の十七万一千という数字につきましては、これは非常に特殊な事例のようでございますが、申請が殺到いたしましたので、その当時二十五万以上の申請が殺到したようでございますが、その殺到のしかたで、ついにさばき切れぬというところで、実際に登録をいたしましたものは十七万に終わつておるといふようなことがございまして、これは事務処理能力の限界をこえておるものでございまして、また、現に大阪府下の市につきまして、その後に調査いたしましたところによりまして、そこに住所があるというその住所が、青い田んぼであったというふうなこともございまして、これはもう名簿に載つてしまつたあとでございまして、これは、名簿は一応確定したというふうなことがございまして、おられますから、それを直すというふうなことはできませんけれども、そういう事例も現に聞いておりま

す。で、市町村の選挙管理委員会当局は、やはりこの申請というものが非常に短時間に行なわれて、それを受け付けるというふうなことはどうも不可能だということを現在申しておることは確かでございます。そのことが、ひいては二重登録あるいは三重登録というふうなことで出てきておるといふことを、全然根絶するといふことの保証なり自信はないというのが現状のようでございます。そうであるといふと、申し出制度というものが、いつでも申し出ができる制度が開かれておりますから、むしろ、申し出をしていただきまして、そうして、かすに十分な時間をもつて調査をさしてほしいというのが現在の市町村の選挙管理委員会当局の希望でございます。具体的にどこで、どれがあったかということについては、詳細の資料を持っておりませんが、そういうことが現実の実情のようでございますので、やはり常識的に考えましても住所の認定というのは、かなりめんどうでございます。その本人の住所というものの認定は、本人の申し出をそのまま受け取るということも一つの方法だと思つておられます。住々にしてそれが真実と違ふという場合があることも、現在までの各市町村におきまして任意に実態を調査した結果を私も見ますと、相当そういう食い違ひがあるようでございます。そういう意味から申しましても、この選挙の公示または告示後の申請というものについては、どうも時間的に十分な余裕がない、そして選挙人名簿が非常にそういう正確を欠く状態でありまして、選挙そのものの真実性といふことが非常に心配されておる状況でございますので、私どももいたしまして、いま提案

になっておりますような改正が行なわれることは、もちろんその前に告示後の申請というものは、申し出問題でございますので、十分にPRをしなければいけないと思つておられます。こういう制度に改めていただいたほうが、名簿の正確性を期し、それによって選挙の正確を期するといふ

願います。

願います。

願います。

願います。

願います。

願います。

点ではいいのではないだろうかというふうには思っておりません。

○白木義一郎君 いま御説明があったような実態から、十月一日から申し出のワクを上げておいて、能力をあげ、また適正化していこうと、こういうような方向になつていっていると思うのです。選挙民としては、選挙が実際に告示に入つて、初めて選挙のムードが盛り上がりだしたときに、初めて選挙に行こう、選挙権を確認しよう、こういうのが一般の選挙民の状態だろと思うのです。したがつて、選挙管理という精神からいえば、せつかくワクを去年から上げておきながら、あえて通常選挙を目前にそのワクを狭めていかなくちやならぬその理由としては、確固たる不正とかあるいは不適格な事例をつかまずして、事務能力の不足という理由で選挙民に迷惑をかける、幅を広げたものをあえてここで狭くしなければならぬ、そういう点があつてもよくわからない。一方では開票立会人等は、できるだけ選挙民の意思を確認するためにまぎらわしい投票用紙の名前等はできるだけ選挙民の意思を尊重してその意思に沿つていくように管理をしていくわけです。一方こういうふうな改正をして、そしてさらに先ほどう局長が言われたように、もっとオープンにすべきであると言つておきながら、こういう事務能力の不足から起る問題について、選挙民の行動、意思を限定していこうという点は、非常に矛盾があるんじゃないかと思うのです、この点どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) 選挙の告示後の登録申請の期間を一週間とか、あるいは地方選挙によりまして四日間くらいでございませうが、そういうところで申請し得る機会があつたものが、告示前までに申し出をしなければ登録されない、その選挙には登録をされないとという意味では、確かにお話のようにそれだけの選挙についての機会が狭くなるという点は確かにございませう。ございませうが、その事務能力の不足ということとはまことに申しわけないことでもありませんけれども、なるべ

くそうやって選挙の機会を多く与えるということ、もちろん必要なことだと思つておりますが、ただ、事務能力の不足と申しますか、そういう時期に登録を申請する人が非常に殺到いたしますと、これは人員の関係もございませうが、実際問題といたしまして、真実に住所がそこに存在するかどうかということを確認することは非常に困難でございませう。そこで、名簿の正確を期するために、その告示後の申請を狭めるということによりまして、その選挙に参加できる人が少なくなるということ、これは避けられないわけであつてございませうが、しかし名簿の正確を期することがいいか、ある程度少なくすることに目をうつるか、その人はそれで永久に選挙の機会がなくなるわけではございませう。その選挙については機会を逸するということと起るという面がございませうが、どちらを重く見るかという問題であらうと思つてございませう、やはり選挙人名簿は正しい登録資格のある人が登録されておるということが、もう選挙の根本の第一歩、第一条件ではないだろうかということから考えますと、その機会が多少狭められること、正確を期するために忍ばなければならぬことではないだろうかという気がするのでございませう。ちなみに、わが国は、選挙のたびに補充選挙人名簿というものをとりまして選挙の機会を多く与えるということを非常に至上命令のようになつてまいりました。それ自身はけつこう意味ではございませぬけれども、諸外国でこのように選挙のたびに補充選挙人名簿というものは、わが国の制度のようなものをとつて例は、私もいままで見当らないのでございませう。諸外国では、大体定時名簿なり随時申し出ることとてやつておるというふうなことでございませう、その点では非常に行き届いた制度であると思つて、しかしながら、行き届くことはいいわけであつてございませぬけれども、正確を欠くということになりませうと、選挙の基本の条件が侵されるということになるわけであつてございませう、ある程度のと

ころは、どちらを重んずるかという場合には、やむを得ないことではないだろうかというふうには考へる次第でございませう。

○白木義一郎君 諸外国の選挙法を例に出される、いろいろ現行のわが国の公職選挙法は諸外国と比べてむしろ国辱的な面が出てくるわけですが、それでも、事務能力の不足という点の解消に意を注ぐべきではないかと思つて、なぜかならば、いま告示後の受付については、殺到するということが確かに御説明のあつたとおりでよくわかりませうが、しからばそれ以外は事務能力が適正に行なわれているかというふうなことになるかと、基本選挙人名簿を毎年写しかえらると思つて、基本選挙人名簿の作成についても非常に手落ちがある。今回わかつては、大阪の府会議員の名簿が落ちて、一家そろつてつと子供とときからそこで暮らして、今回この問題があつたので、あらためて早目に迷惑をかけるまいやうにということと申し出たところが、去年はちゃんと選挙を行使したにもかかわらず、今回は脱落している、これは事務能力が不足である、あるいはその能力がないかという点をばきり証明した事件であらうと思つて、したがつて、その事務能力の不足をカバーせずして、これを選挙民の犠牲によつて合理化していこうという点は非常にまずいと思つて、なおかつこれが五月一日から施行されるといふと、現行法でいへば、大体五月二十八日が告示がうわさされておりました。その告示後に満二十歳になつて初めて成人として選挙権を得られると楽しみにしていた人間が、告示で打ち切られなければならない。その数は相当な数にあらうと思つて、もしわかつてたらどの程度の人数がその改正案によつて犠牲を受けるか、この点御説明願ひます。

○政府委員(長野士郎君) 基本名簿をつくりませう、市町村におきましては名簿作成のために毎年九月十五日現在で調査をいたしまして名簿に登記をする作業をいたすわけであつて、そのときに、いまのようなお話の例は、係の者の非常

な不注意と申しますか、記載漏れと申しますか、要するに一つの脱漏が生じたということで、まことに申しわけないのでございませうが、そういう意味では確かに事務的に不注意があつたということについては、これは関係者に対しては非常に申しわけない次第でございませうけれども、そういう意味では現在の名簿を毎年基本名簿をつくるということ自身も、これは根本的にはいろいろ考へなければならぬ問題もあるわけであつてございませう。たとえば名簿につきましては永久選挙人名簿というふうなやり方も前から考へたいというので検討いたしておる次第でございませうが、そういうことにはいたしまして名簿の脱漏というものが絶対ないやうにいたしたいと考へておる次第でございませう。それからいまお話になりました告示後の満二十歳になるというやうな人がどのくらいあるかというお話でございませうが、統計局の資料によりまして、昭和四十年の推計でございまして、新有権者の数が四十年の推計では百八十八万と、一年間に一年間でなるやうでございませう。これを一日当たりで一日一日というやうに当てる方が必ずしも正確かどうかわかりませうが、一日当たりでいいますと五千五百五十人というやうに相なりませう。全国で五千五百五十人というやうになりますので、かりに四日間くらいが縮まるということになりますと、二万人ちよつとということになります。二万人の有権者がお話のような場合に機会を失うか失わないかということが起ると思つて、この点どうございませう。今度の参議院議員選挙の有権者の数は、まだはつきりいたしません。この補充名簿の取り扱ひ等が一つの前提になつておるわけであつて、私どもが推計をいたしますと、大体六千万をこえる予定でございませう。そういう場合に二万人の人の機会が失われるというやうなことが、いま御指摘のあつた数だろと思つてございませう。

○白木義一郎君 ちよつと局長の計算には、こまかく計算してみないと、これは平均の数字ですからともかくとしても、とりあえず新しく有権者として今回の選挙に臨む人たちが犠牲になる。

しかも五月一日から新法が施行されるとしても、どれほどのPRをして、そうして全国民に周知徹底せしめるか。局長は十月一日から数次の選挙によってその心の心配はなくなったというようなお話がありましたけれども、これは部分部分の選挙であって、全国的にはこれが徹底はしていない。ほとんどの人がこういう問題はわかっている。したがって、かりに新有権者となって今回の国家的な行事である参議院議員選挙に臨むことを案しみにしている二万人の者に対して、あえてそれを犠牲にしなければならぬという点についても、もっともと特にその有権者の代表であるわれわれは、慎重に考慮しなければならぬ、こういうように考えるわけです。したがって、有権者にさらにせつかくワクを促してきたこの選挙法を、通常選挙の直前に窮屈なものにしなければならぬ、こういう点はどうかどうも承服できないわけですね。しかも、片一方では多額の国費を使って選挙の奨励をして、公明選挙、これは名前がよくないというので、非常な自治大臣も力を入れて、正しい清らかな選挙という名前にお変えになったほどの熱意がありながら、しかも多額の費用を、マッチだとかあるいは風船を飛ばして事足りたりとするような管理を行ないつつある。一向選挙は公明にならない。あるいは正しくもならない。ならないどころではない。回を追うごとに選挙はいまわしく、きたない選挙になっている。こういうような費用を、私は、選挙管理の事務能力の充実という方向に向けて、一方、なおかつそれを適正にするために時間をかけて、そうして選挙民に徹底をさせる、そうして大量な犠牲者を新有権者から起こさないでも済むような深い配慮のある法案でなければならぬと思います。この点、提案者の方から御答弁願いたいと思います。

間に事務能力を越えたところの多数の申請が殺到する。これは具体例をもってお話し申し上げておきますように、昭和二十七年の七月の参議院議員選挙の際におきましては、東京の一選挙管理委員会に一日に千六百件以上の申請が出されておる。こういうようなことでは、いかに選挙の陣容を増強いたしましても、毎日数日間わたって千数百件ずつの申請がなされた場合には、住居の移動等を的確に調査をし、把握することができない、これは白木さんにもよく御了解のいけることだとも思うわけでありませう。そういうように十分確認もせずして補充選挙人名簿に有資格者として登録をされるということは、いかにもこれは選挙の公正を期する観点からいたしまして、私どもはそれではないということが言えないと思うのでございませう。先ほど来、白木さんは、むしろ選挙の事務能力を整備増強すべきだという点を強調されておるのでありますが、いまの実態からいたしまして、私は、それは時間的、物理的に不可能であるという選挙の意見というものは、私ども率直にこれを受け入れて、所要の法改正をすることが妥当である、こう考えるわけにございませう。

○白木義一郎君 事務能力の点についてはよく了解するわけですが、それも長年の選挙の推進の効果のあらわれとしてわれわれは喜ぶべきじゃないかと思うのです。ただ現時点において——将来においてこのような改正をされることはこれはよくわかりませう——直前の選挙を控えて、そしてあえてここで改正しなければならないという点について、非常に事務能力の点においても迷惑をこうむるといふ点が一つ、同時に、選挙民に対して非常に不親切な法案になる、こういう点を私は非常に心配しているわけですが、これはあくまでも立案者、提案者の方々とわれわれの国民を中心にした考え方の相違点であろうと思ひます。非常にその混雑とか、あるいは混乱というものを心配されて、それかえって選挙民に迷惑をかけるという実態から目をふさいでおられるように強く考えるわけですが、

で、さらにお伺いしますが、この二百七十条の二項にただし書きを加える、この問題ですが、「第二十六条第二項の規定による閲覧の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内になければならない」、この点ですが、選挙民としては土曜、日曜の休日を利用して、そして自分の選挙権を行使したい、確認したいという人々がほとんどだろうと思ひますが、あえてこのただし書きを加えるのは、日曜日、あるいは土曜、日曜という休日には、登録申請等をする人が皆無である、こういう実態調査がなされた上でのただし書きであるかどうか。ほとんどの人が、告示後になったら選挙権を獲得できない、こういうようなものか、あるいは、民主主義から非常に大きく後退する。憲法にうたつてある選挙の自由を非常に制限するような問題が感じられてくるわけですね。したがって、このようにさらさら窮屈にして、そして選挙法を改悪をする。これはもう徳川時代の専制政治に逆行する、国民の選挙の自由を法律で縛っていく、非常な窮屈な、しかも悪法に思われるわけですが、この点の御説明を願ひませう。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 従来のこの点につきましての運用の面におきましては、選挙期間に入ってから届け出申請をするというのを前提としてやっております関係から、選挙期間中ではございませう、日曜日でも祭日でも、いつでも閲覧できる、こういうようになっておるのでございませうが、しかし、今回の場合は、常時届け出をするというのを前提に法の改正をいたします関係からいたしまして、職員の執務時間に閲覧をやっていただく、そして、その責任のある職員によってこのことが適正になされるということでございませう。私は、このような改正が決して選挙民に迷惑をかけるものではない。今日選挙管理委員会等で働いております人たちの立場も考えまして、常時届け出制度というものを採用いたします以上は、このような改正がある、かように考えた次第でございませう。

○白木義一郎君 鈴木さんの御意見はあくまでも管理するほうの立場に立つてのお考えであり、御答弁のように伺ひますが、われわれは選挙民の立場から申し上げているわけで、もし選挙権の有無を確認するとすれば、まず申し出て、そしてそれが受理されて、そして名簿に記載されて初めて選挙権が発効し、また、選挙に国民としては臨めるわけですね。したがって、その選挙権を獲得するためには、最低二日間仕事は休んで、そして手続に行かなければならぬ。こういうきびしいただし書きは、先ほどから皆さんがおっしゃっている民主主義と、はるかに逆行するものか、あるいは、このように考えるわけですが、そこで、大臣に伺ひますが、この選挙法の第一条には、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」このように第一条にうたわれております。また、第五条には、「自治大臣は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。」こういう権限が自治大臣に与えられております。そこで、自治大臣にこの二百七十条の二にただし書きを加えるという改正案についての所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 今回議員立法で、第二百七十条の二にただし書きを加えられて修正された点でございませうが、先ほど来提案者からお話されて、いろいろとございませうが、過去の実績に徴して、わりあいと大きな登録があつて、それを受け付けているのに、やはり選挙期日をもって告示の日をもつてきめるというところのところが公正を期し得る、こういうことでございませう。私どもも御説明を聞きまして、ごも、ごもなごも、かように存じておるところでございませう。

○白木義一郎君 大臣は私の質問からちょっと……私がついてるのは、選挙管理委員会のこと……

職員、並びにその手伝いをする市町村の職員の時間内にやらなければならない、こういうただし書きを加えた、すなわち土曜日とかある日は日曜日を受け付けない。こういう改正ですが、そうなりますと、非常に選挙民が窮屈になってくる。むしろ選挙を推進していくべき段階でありながら、時間の点においても、また日数の点においても、非常に窮屈に狭めていく。

○国務大臣(吉武武市君) わかりました。私ちょっと聞き間違えておりました。いまわかったわけでありまして、常時のことでございますので、やはり選挙管理委員会の職員につきましても、職務時間中に限るべきであろう、かように存じまして、私も賛成いたしておるわけでございます。

○白木義一郎君 大臣は高い立場から判断されるので、非常に困るわけですが、局長に具体的に伺いますが、この法案が施行されるとしますと、五月一日から発足と。ほとんどの有権者が改正案については認識していない。どんな宣伝をもって周知徹底せしめるか、どんな用意をされているかを伺いたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 去る二十二日に都道府県の選挙管理委員会の書記長会議を開きまして、まあ今回の提案されておりますところの改正案についても、内容につきましては一とおりの説明をいたし、そして特に、もしこの改正が国会で成立するということになれば、五月一日から施行されるということになっておるので、有権者に選挙の機会が与えられないようなことにならないように、県市町村が一体となって十分にPRをするようにということ強く指示しておるのでございます。

また、それだけでは国といたしましても不親切になってもどうかと思っておりますので、ただいま二十五万枚のポスターを一応用意をいたしまして、全国各市町村に私ども一応用意をいたしまして、全国有権者に選挙の機会を失わせないように周知宣伝をいたしたいと思っております。

○白木義一郎君 自治省としては、あくまでもこ

の改正案にのっとって適正な管理をしていくと、こういう用意をされているようですが、実際問題として、去年の十月から改正された登録申請等が、一向この半年を経過して周知徹底していないと、こういう事実から、しかもこの五月一日から、現時点においては五月二十八日が告示日になるであろうという予想をされている。短時日において周知徹底せしめて、しかも混乱なくその事務を完遂しようという事は、ちょっと不可能なことだと思っております。しかも、一か月に満たない限られた期間の中に、この名簿に漏れているであろう選挙民は、その選挙権を行使しようとするれば、仕事を休み、数回管理委員会に足を運ばなければならぬ、こういうことが実際に考えられるわけですね。その点、事務当局の立場も考えよう、こういうようなお答えがあったわけですが、

そういう点は、もう少し選挙民の便宜を考えて、そして親切に、しかも主権者たる有権者全員が、先ほどもしばしば言われている明朗闊達な正しい選挙に参加できるように推進していかなければならない。にもかかわらず、この改正案では、非常に窮屈な問題を選挙民に押しつけていかなければならない。私は、あくまでもこの改正案は、決定的である参議院議員選挙を目前にしているわけですね。将来においてこれが徹底された暁には、これは常時申し出、あるいは事務能力も絶えずそれを適正に行っているという点においては、この改正案は認めるわけですが、現時点においては、非常にこれは適正を欠く、選挙民に非常に不親切な、お役所的な、前時代的な改正案である、こうどうしても判断せざるを得ないわけですね。

なお、自治省の、改正案に対する国民に向けての宣伝、PRが、次第に漸進的に行き渡っていきますと、どうしても後半にそういう受付等の問題が殺到せざるを得ないというのを予想できま。そのときにこのただし書きがものを言っていて、そしてもうきょうはこれで時間を打ち切ります、あしたから告示ですから、もう皆さんは選挙権はあきらめてください、こういうようなことも現実

問題として予想されるわけですね。こういう点について、どこまで検討されているか、お伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 先ほど長野選挙局長から御説明がありましたように、常時の登録の届け出制度、これを昨年の改正で新たに設けました際に、選挙の告示後の登録申請制度というものは初めての試みであるので、本来は申請制度はやめてもいいのであるけれども、まだ確信が持てなかつた、さようなことで、二つの制度を並列して行なうということになったわけでありまして、しかし、その後におきまして、局長からの御説明がありまして、届け出の制度というものが非常に順調に行なわれてきておる。これは選挙等の指導また選挙民の理解、意識の高揚というように、このこと、届け出の制度が順調に進められておるというふうなことから、告示後の選挙期間中の申請制度は廃止しても差しつかえない、こういうことと当局としても考えておりますという御説明があったわけでありまして、私も選挙等の最近の報告、自治省の調査等に基づきまして、決して白木さんが御心配になるような混乱は私どももないものと確信をいたしておるわけでありまして。

○白木義一郎君 数回同じ御意見を伺ったわけですが、何回伺っても私には承服できませんが、あらためて伺いしますが、選挙民の立場に立つて、そして五月一日から、二十八日が告示としますと、三回程度の日曜日がありません。選挙民としては、登録申し込み等の事務手続にこの日曜日は全然必要ない、こういうような実態調査をされましたかどうか、お伺いします。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 先ほど来申し上げておりますように、私どもは常時の届け出制度というものを先般の法改正の眼目にいたしておりました、その実際の運用なり進行状態等を見ておりました、土曜、日曜等を特に使いたしません、常時のことではございますので、この届け出制度は円満に行なわれるものと、こう考えております。

○白木義一郎君 それでは鈴木さんは、選挙民は仕事を休んで積極的に選挙権の獲得に熱意を入れて、選挙管理委員会へ足を運ぶであろうと、こういう御見解ですね。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 白木さんの御心配になつておられます選挙告示後の申請をなくするといふようなことを考えました場合には、この申請期間に殺到いたしました場合には、どうしても受付にいたしましてまた事情聴取にいたしましたし、また、たくさん殺到いたしますから、一時間か二時間で済むところを何べんも順番を待つて足を運ばにやいかぬといふようなことで、かえって登録を求められまして、その選挙民の方に迷惑をかけることになるのでございます。たとえそれが土曜日であろうと日曜日であろうと殺到して参りますと、さばき切れませんから、そういう御迷惑がかかることになると思っています。しかし常時の届け出制度でございますれば、さような殺到するということもございませぬ。事務もスムーズに行なわれるわけでございますから、かえってこのほうが御迷惑がかからないのではないかと、かように考えております。

○白木義一郎君 常時という考え方からいえばそのとおりだと私も認めます。ただし、五月一日から決定的な通常選挙を目の前にして、はたして常時と言いつけるかどうか。この短時日における混乱あるいは迷惑をどうこの改正案で除いていくかという事を私は心配しているわけですね。選挙法には、「選挙人に対しては、特別な事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。」このように明記されております。にもかかわらず、目前の選挙を考慮に入れずして、それを一般論として、常時この問題は扱えるがゆえに迷惑をかけるない、こういう判断は非常に国民を無視した一方的なものと考え方である。したがって選挙を推進してきた、啓発してきたが国の現状からすれば、今回の選挙に限っては非常な悪法になりかねないし、また、非民主的な改正案である、このようにわれわれは断定せざるを得ないわけですね。

したがって、先ほども詳しく御説明したとおり、選挙民は選挙になって、そうして新聞あるいはマスコミ等あるいは宣伝車等の宣伝によって、そうして選挙に対する意識が自覚されてくるのが一般の見方だろうと思えます。したがって、次第に自治省のPRが徹底して行くのは、どうしてもかすに日数を経なければならぬ。そうしますと、当然その問題は告示に接近して行く、その接近したときに、常時それを活用した人々は別としましても、それを知らずに、その時点において改正の趣旨を理解した人々は、どうしてもその登録補充等に足を向けなければならぬ。そのときに、先ほど申したとおり、このただし書きを職員として守らなければならぬ。これは公職選挙法に違反して、守らなければならぬ。これは公職選挙法に違反して、守らなければならぬ。これは公職選挙法に違反して、守らなければならぬ。

○政府委員(長野士郎君) 事務局といたしましては、改正法が成立いたします場合には、先ほども申し上げましたように、現在府県、市町村でも、それぞれ周知宣伝に対する準備を整えておるところでございます。改正法が成立しますれば、直ちにその周知宣伝を、あらゆる手段を講じまして遺憾なきを期せようというふうに思っております。しかしながら、それが有権者に徹底するのにはある時間がかかるのは当然じゃないかというお話でございますが、それはある程度そういうことになるだろうというふうな思っています。ただ、通常の執務時間内に出なければならぬという点でいろいろ御意見があるわけでございますが、この執務時間内に登録の申し出書を提出された場合は、執務時間内に非常に多くの方が登録申し出書を提出されました。執務時間内である限りは、自治省といたしましては選挙管理当局に受付をいたさずというふうな考えでおります。要するに、執務時間内に提出があれば、当然にそれは受け付けなければなりませんので、その実際の受付が五時半を非常に過ぎまして

も、それは執務時間内に申し出書の提出がありまして以上は、これは受け付けざるを得ないというふうな指導を、いたしまして、また、それが当然取り扱いはしては正しいというふうな私どもは思っています。そういうふうなやり方にしまして、支障のないように、遺漏のないように取り扱ってまいりたいと考えております。

○小酒井義男君 閣下をして大臣にお尋ねしたいのですが、白木議員の質問を聞いておいても、六月二十日が大投票日であろうというふうなことを想定してその質問がされておるよう思えるのですが、まあ一般にも、参議院の選挙は投票日六月二十日だろうというの半ばきまつたかのような常識的なふうな扱われておるのですが、自治省としては、いつ投票日をおきめになるつもりか、お聞かせ願いたいのです。

○国務大臣(吉武恵市君) 自治省といたしましては、あらゆる場合を考えて支障のないようにという準備をしておるわけでございますが、一応会期は御承知のように五月十九日延長がなければ終わる予定でございます。そうしますと、それから告示をして、日曜に投票日を予定するとすると、六月の二十日になりやしないか、こういうことでおるわけでございます。しかしながら、国会の状況によるわけでございます。国会の状況がどういふふうになるかという点が私どものほうでもまだわかりません。政府内におきましてもまだ結論が出ておらないのでございます。しかしそうかといつて、いつまでも押し迫りますと準備の都合もございまして、私どもとしてはできるだけ早くひとつきめるようにという督促をしておるようなわけでございます。

だ、五月十九日議院が終つて、六月の一日まで任期があるのです。その間のことをおもんばかって選挙の公示というものをいつまでも何かできなくておるというものは少しおかしんじゃないですか。もっと明確に、これは例年のあれと違って、半数が議員でなくなるわけですからね。判断としてはもう少しきちっと出していいんじゃないですか。

○国務大臣(吉武恵市君) 私どものほうといたしましては、法律の規定に基づいてきめざるを得ないのでありますから、議員の任期は六月一日でございます。したがって、その六月一日を基準にしてそうして逆算をして期日をきめますという、国会が延長しないときには、先ほど来申し上げましたように六月十九日から六月二十三日の間をきめなければならぬ。それから会期が延長になればそれに従つてずれるわけでありまして、ずれても任期に制限がございまして、いつまでもというわけにはいかない。だからその幅の中できめなければいけない。だから国会がいつ終わるかというところで決定されるわけでございます。したがって、私どものほうでそれをきめておるわけでございます。五月十九日ぎりぎりまできめたいのです。五月十九日ぎりぎりまできめたいのです。

○小酒井義男君 普通の年と違いますから、参議院議員選挙のある年に会期延長というのは、よほど大きな問題がなければやむべきじゃないと思つておる。しかし、そのときがわからなければ期日をきめぬということだと、ぎりぎりまできめたいのです。五月十九日ぎりぎりまできめたいのです。

いまして、準備をする最小限度の時間というものは、これは事務的にあるわけでありまして、それと、その点を考慮して、まあできるだけ早くきめてほしいということをいま申し入れておるわけでございます。

○白木義一郎君 引き続き局長さんにお伺いしますが、先ほど私が申し上げた問題についての答弁では、実情に即して、このただし書きの時間の制限という点も幅広く指導していく、決してそれがただし書きを守らないことによって公職選挙法違反にならない、管理委員会は違反をしたことにならない、こういうふうな解釈ですか。

○政府委員(長野士郎君) ただし書きを守らないというのを申し上げたわけはございませぬ。この改正案によりましてこのただし書きは「当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にならなければならない」、これはそれぞれ市町村におきましてその執務時間というものが違う場合もございまして、おおむね大体のところは八時三十分から午後五時までというふうなきめ方を市町村の職員の執務規程等において定めておると思つておる。思つておる、そういう時間でありまして、その時間の中で、すなわちまあかりにそれが午後五時までといたしまして、私が先ほど申し上げましたのは、午後五時までの間に登録の申し出書の提出があれば、それを受け付けるに、時間がかりにかかりまして、それは全部受け付けることに取り扱ふことは差しつかえないことであるというふうな考えでおりますので、午後五時までに登録の申し出書の提出がなければ、それは六時に登録の申し出書の提出があったという場合は、あるいは極端に言いますと、五時をちょっと過ぎたというふうな場合はいろいろあるかもしれないが、理屈からいへば、その時間内に登録の申し出書の提出がなければ、それを受け付けるということにつきましては、自後時間がかかりまして、それは時間内に申し出があったというところについては、受付

の時間を過ぎましても受け付けさしてまいりた
い。このように考えております。

○白木義一郎君 この点は非常に大事なことだ
と思うので、繰り返しお尋ねしますが、短時日の間
に宣伝をしていかなければならない自治省として
は、自信があまりの御答弁ですが、実際の
窓口としては、非常に今度の改正案は迷惑であ
る。しかも、いまお話があったように、いまだに
選挙期日ははっきりしてない、そういう点から、
作業が非常に困難である、こう言っているわけ
です。そこで、繰り返すわけですが、次第に自治省
のPRが行き届いても、それはもう後半になると
思うのです。後半になって、そして選挙期日が発
表になり、告示が確定される。その直前におい
て自治省の指導宣伝を確認した選挙民が管理委員会
へ出向いた場合に、非常にこれは長蛇の列にな
り、しかも本人でなければなかなか受け付け
てもらえないという現状からいいます
と、いよいよただし書きどおり職員としては法
守を守らなければならぬ。しかも、片方では、選
挙民は選挙権獲得のために行列をしている。こう
いうような事態がどうしても予想されるわけ
です。その後の選挙については、これは次第に周
知徹底して、そうしてみんなも認識していく、
さしたる障害は予想されないわけですが、今回の
選挙においては、明らかにその点が予想され、非
常に心配をするわけです。そこで、このただし書
きの扱い方については、はっきりしておかなけれ
ばならぬ。選挙管理委員会が積極的に選挙民に便
宜を与えなかった、こういう非難がこのただし書
きを順守すれば選挙民の中に起きてまいります。
また、選挙民の意思を尊重し、また、公選法の趣
旨を尊重して「選挙権を行使するために必要な時
間を与えよう措置されなければならない」とい
う第六条の規定からいえば、どうしてもあしたで
打ち切りだ、こういう選挙権の確認をする以外に
ないというときに、窓口の職員がただし書きの時
間をオーバーした、そして選挙民に便宜を与えた。
そのときには、今度は職員が公選法違反に問われ

るといふ危険性が現実的な問題としてあるわけ
です。おそらく提案者の方々は、そこまで実情に即
してお考えになったことじゃないと思うのです
が、現実には起き得る問題について、この際、はつき
りと確認しておかなければならないと思います。
もう一度確定的なひとつ答弁をしていただきたい
と思います。

○政府委員(長野士郎君) たびたび申し上げま
すように、改正法案が成立いたします場合には、現
在府県市町村はこの改正が成るか成らないかとい
うことにつきまして、非常に関心を持っており
ます。したがって、私も直ちに連絡を
いたしますれば、この周知宣伝につきましては、
いま用意、準備を整えて、いつか、いつかと待
っているような状態にいたしておりますので、急速
に一般の有権者への趣旨の徹底はかり得るも
のと思っております。また、その周知宣伝におき
ましては、早目に申し出をするということの指導
の周知宣伝を第一眼目にいたしております。早目
に、早いことは幾ら早くてもかまわないというこ
とで、むしろ、このことを知ったならば急いで選
挙人名簿について聞き合わせを行なうようにとい
う指導を第一眼目にいたしております。そう
いうことではないかと考えております。そう
して、混乱を防ぎたいという趣旨からそういうふ
うな態勢を整えている状況でございますが、それ
にいたしまして、なおそういうことが終わりの
ほうにならぬ限り、この場合が万々
起らないとも限らない次第でございます。そう
いう場合には、午後五時までの時間内に登録の申
し出をする者については、すみやかに受付を了
まして、審査その他については、その後の時間を
用いることを強めに指導をいたしまして支障のな
いようにいたしたいと考えております。

○理事(後藤隆雄君) ちよつと関連してお伺いし
ますが、白木さんも非常にその点心配しているの
ですが、このただし書きの条文を見ますと、「登
録の申し出及び同条第六項(選挙人名簿の閲覧)の
請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員に定

められている執務時間内にしなければならない。」
と、こうあって、登録の申し出と、それから閲覧
の請求を執務時間内に要求しているのだから、
この条文を見れば、有権者の上に要求している条
文であって、そこでもって執務時間を過ぎて後
に受け付けたからといって、それが選挙違反にな
るとか何とかいうふうな、そう窮屈に解すべきもの
ではないのじゃないかというふうな感じが、それ
はどうですか。したがって、午後五時に来なけれ
ば、六時に来たならばかの人がおったから六時に来
て受け付けてはいかぬ、選挙法違反だとか、そう
いうふうなものではないのじゃないか、受け付け
なくてもかまわないけれども、六時に来たから
受け付けないけれどもかまわないけれども、受け付け
ても何も別に悪いというわけではないのじゃない
ですか、その点は一体どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 選挙事務の取り扱い事
務処理につきましては、従来から、ただし書きが
ございませぬが、ただし書きのない本文のほうの
問題におきましても、これは選挙期間中ござい
ますけれども、立候補の届け出受付等につきまし
ても、従来から長い取り扱ひがございませぬ。そし
て、その取り扱ひによりまして、極端に言います
と、五時を一秒過ぎても受け付けられないという
ことで、事務処理の公正を期するということが一
つの鉄則になっております。したがって、その
の執務時間内に受付は少なくとも了したい、受付
を了したものに過ぎませぬ、個々の審査でござ
いますと、説明を求めるといふようなこと
は、これは時間を過ぎても扱ふことはできません
けれども、受付自体は午後五時までに閉鎖した
と、こういうことに考えております。

○白木義一郎君 大事なことです。その受付
だとか届け出というところが、局長の答えては
はつきりしないのです。現在協力的な運営では
公選法の趣旨にのっとって、日曜日サービスし
ますよ、あるいは閲覧の問題については、プリ
ントを作成して、そうして選挙民の便宜を計ら
つておる、むしろ考え方によつては非常にサービ

過剰な選挙管理委員会もあるわけですが。にもか
わらず、あえてただし書きをこへ載せなければ
ならないという点は、私は巷間のうわさを申し上
げれば、この改正案は公明党対策である。なぜか
ならば、公明党は過去の選挙において多数の移動
を行なってきた、あるいは二重登録をして、そう
して選挙を有利に導いてきた、こういうことをい
まだに信じている無認識な議員もおるよう聞いて
おります。この点、機会あるごとに公明党は大
臣にもただし、そういう実例があったかないかと
いう点についても、大臣は明確にそういう点はな
かったと答弁されているわけですから、そういう
点は御心配は絶対ない、むしろ積極的に調査を
していただきたい。そうしてこういう悪質な謀略
的なデマを私たちは打ち破つて、あくまでも公明
な選挙に協力していきたい。また、過去におい
ても協力をしていたつもりですが、そういう意
見を吐く人もたくさんおるわけですが、もう一度
提案者にこのただし書きの点をつけ加える問題に
ついて、その理由を明らかにしていただきたいと
思います。

○衆議院議員(鈴木善幸君) この二百七十条の問
題でございますが、土曜、日曜、祭日でも制限を
加えない、それを問わないという規定は、従来選
挙告示後の申請期間中に登録の申請がなされる関
係から、きわめて短時日でございませぬので、日
曜、祭日がある間に入つても取り扱ひをする、こ
ういう前提があるわけでございます。しかるに、
今回の場合には、その選挙告示後の申請という制
度を廃止するわけでございます。常時の届け出
制度というものをたてまえたいたします場合にお
きましては、やはり土曜、日曜、祭日というよう
な面は、これは改めて、そうして職員の執務時間
にこの大切な事務を専任の職員によつて正しく執
行していくというのが私どもきわめて合理的な体
制である、このように考えておるわけでありま
す。先ほど来いろいろ御意見が白木さんからござ
いました。常時の届け出制というのは、すでに
昨年の法律の改正によつて十月から実施されて、

現在もこの届け出が順調に進行しておるといふこととでございまして、五月一日から施行されます部分は、この二百七十条の問題であるわけでございします。したがって、全体といたしましては、常時の届け出制というものが選挙民にも理解をされ、そうして現在も順調に行なわれておるといふこととでございします。私は、この附則の問題で混乱を来たすようなことはない、このように考えておるのであります。

また、公明党対策ではないか云々というお話がございしましたが、これは私も全然さようなことは考えておりません。先ほど来るの申し上げておりますように、従来の選挙公示または告示後行なわれまるところの短時日の期間に、届け出、登録の申請が殺到するというようなことでは、十分正確を期することができない。これを適正に処理するためには、常時の届け出制の徹底をあくまで行なう、その線で行なうことが必要である、こういうような趣旨でございまして、決してそういうような、ある意図をもってこれを改正をするというようにございしない、こういうことははっきりと申し上げておきたいと思ひます。

○白木義一郎君 じゃ大臣も予算委員会へ行かれるようですから、結論として一つお伺いしたいことは、公明選挙というものは不適當である、特定の政党を応援するようだとお伺いする、この選挙法の中にも、公明選挙云々というものが、そういうように名称を変えられたようですが、この選挙法の中にも、公明選挙云々というものがございしますが、これも将来において、適當でないとして変更する、改正なさる御意思があるかどうか、これが一点です。

それから結論として、今回の改正案につきましましては、三党共同の提案で、衆参両院の三党の議員諸公が全員賛成者になつて出された改正案であります、大臣も詳しいことはおわかりにならないようです、私は、国民の立場、有権者の立場で、また、局長の説明によりますと、今度の改正案によれば、現行法であれば、当然数方の新有権

者が今回の参議院議員選挙にも参加できない、しかも事務能力の弱小から、この改正案によって大勢の有権者に非常に迷惑をかける。なおかつ、いま論議されましたのただし書きで時間を縛つて、あくまでも正しく明るい選挙であるべき現時点において、非常に選挙民に対するサービスが打ち切られておる、こういうふうな解釈すると同時に、この改正案から起きる数多くの弊害が予想されるわけですから、そういう点を大臣は考えられておるわけですか。参議院議員選挙に臨んで、この改正案がかりっぱな効果をあげ得るかどうか、その責任を自治大臣としてはおとりにならなければならぬ、非常にわれわれは心配するわけですが、この改正案について担当の責任大臣である大臣に所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(吉武恵市君) お尋ねの第一点でございしますが、第一点の選挙法にございします公明という文字は、公明という意識につきましましては私ども何も異論は持っておりません。したがしまして、これを改める筋はございしません。ただ、従来いままで行なつておりました公明選挙運動ということになりますと、特定の政党の運動とまざらわしいということ、これはどうかと思ひまして、同じような意味でございしますけれども、他の文字を募集いたしましたして、御指摘のように明るい正し選挙ということに改めた次第でございします。その点はひとつ誤解のないように願ひたいと思ひます。

それから、従来選挙期日に入つても認めていたものを告示に打ち切つたという点は、先ほど来提案者から御説明がございしましたように、従来の実績によりましますと、まぎわにたくさんな登録があつて、それを調べるひまもなく困つていたということとでございします。私は公示をいたしました日によつて締め切るということがかえつて公正を期するであろう、若干の人の登録がでなくなるといふ点もございしますけれども、しかし、他の面において公正を期する点を考えますときに、提案者のこの案につきましましては、政府

といたしましたも賛成をいたしておる次第でございします。

○理事(後藤義隆君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま石原幹市郎君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君が選任されました。

○理事(後藤義隆君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございしませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(後藤義隆君) 御異議ないと認め、それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○白木義一郎君 私は自由民主党並びに日本社会党、民主党三派提案になる公職選挙法の一部を改正する法律案につきましまして、公明党を代表いたしまして反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、この改正案は總体的には事務能力の適正化あるいは選挙民の常時登録の受付、そういう点については提案者の御趣旨はよく理解をしております。ところが、何ぶんとも目前に控えた参議院通常選挙にこの改正案を用いると、選挙民は、告示が開始してからようやく選挙に對する意識を持ち、自分の選挙権の確認にようやく心をを用いるというやうな現状から、今回の改正案によりましますと、それが告示後には補充登録が打ち切られてしまふ、その時点においては現行法よりもさらに選挙民の自由が狭められておる、こういう点に反対の第一点をあげるものであります。

また改正案によりましますと、現行法であれば選挙の告示の最中にも満二十歳以上になつて、そうして日本国民として選挙権を行使できるようになる人たちが平均しますと数万人今回の改正案によつて選挙権を得られなくなる、この点も選挙民に非常に不親切な改正案になる。さらに二百七十条の二のただし書きを考えますと、職員の時を制限しては、そうしてあくまでも選挙民の自由を法

律において制限しては、こういう点がこの参議院議員選挙に当てはめておられるわけですが、したがつて、私どもはこの参議院議員選挙を対象としてこの改正案を考えた場合には、非常に時代逆行的なまた非常に非民主的な、有権者、国民を弾圧するような傾向を強く憂慮いたしまして、この改正案には強く反対を表明する次第です。以上。

○横川正市君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきましまして、私は日本社会党を代表し、賛成の討論を行なうものであります。

選挙は国民主権の民主化、国家にとつて最も重要な行事でありまして、これが運営に誤りを来たすやうなことがあれば、国家の危機をも招来するやもしれない問題でありますので、私どもはその重要性にかんがみまして、次の諸点については十分留意すべきであると思ひます。

一つは、この選挙法のような法律案の提案については、本来議員立法は避くべきだと考えます。第二は、選挙に對する国民の意思や行動が、取り締まり当局のその判断によつて精神的に制限を受けることのないように、十分立法当局においては、配慮すべきことだと思ひます。第三点としては、いささかでも不都合の起らないように十分選挙民に對してはこれを公知徹底いたしまして、遺憾なきやうに期すべきだと考えます。

以上の諸点を申し上げまして賛成討論を終わります。

○理事(後藤義隆君) 他に御意見もないようございしますので、討論は結局したものと認めて御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(後藤義隆君) 御意見ないと認めます。それではこれより採決に入ります。公職選挙法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○理事(後藤義隆君) 挙手多数。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(後藤義隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和四十年五月七日印刷

昭和四十年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局